

目的の使用

区分		使用料 (単位：円)				
		午前9時から12時	12時から午後5時	午後5時から午後10時		
多目的ホール	使用時間1時間当たりの額	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合 幼・小・中・高校	100	150	350
			学生・一般	250	270	500
		入場料を徴収する場合	500	700	1,250	
	その他の催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合	1,250	1,750	2,250	
		入場料を徴収する場合	2,500	3,750	6,750	
	大研修室		1,100	1,500	2,500	
	小研修室		750	1,200	1,800	
	調理実習室		350	500	900	
和室		300	400	700		

- 備考 1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の使用料の算出方法は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 30分までの場合 1時間の使用料の2分の1
 - (2) 30分を超え1時間未満の場合 1時間の使用料
- 3 使用料の算出された額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 使用する団体の構成員の半数以上が町民以外の者である場合の使用料は、10割増とする。
- 5 町民とは次に掲げる者をいう。
- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条に規定する住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）第4条に規定する外国人登録原票に登録されている者
 - (2) 町内の事務所、事業所、学校等に勤務又は通学する者
- 6 11月1日から翌年4月30日までの間は、使用料の100分の20に相当する暖房料を徴収する。

目的外使用

区分	期間	午前9時から12時	12時から午後5時	午後5時から22時
多目的ホール	5月1日～10月31日	10,000	15,000	20,000
	11月1日～4月30日	13,000	20,000	24,000
小研修室	5月1日～10月31日	2,000	3,000	4,000
	11月1日～4月30日	2,600	4,000	4,800
大研修室	5月1日～10月31日	4,000	6,000	8,000
	11月1日～4月30日	5,200	8,000	9,600
調理実習室	5月1日～10月31日	2,000	3,000	4,000
	11月1日～4月30日	2,600	4,000	4,800
和室	5月1日～10月31日	500	1,000	1,500
	11月1日～4月30日	800	1,500	2,000

- 備考 1 使用のための準備及び現状回復に要する時間は、使用時間を含むものとする。